

返 戻 金 制 度

弊社は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度)を下記に設けています。

被採用者が自己都合により入社後6ヶ月未満に甲を退職した場合、退社時期に応じて、受領した手数料を、下記の表に従い返還するものとする。

退社時期	返還する手数料
入社から3ヶ月未満	50%

その他詳細については、契約書や覚書の定めに従うものとする。

許可番号:13-ユ-311189
事業所名:株式会社シューマツワーカー